



活動促進に向けた論点について

2023年10月13日

環境省 自然環境局 自然環境計画課



★活動促進によるネイチャーポジティブ実現の方策

自然共生サイト等の民間等の活動をさらに促進するため、場所と紐付いた民間等による自主的な取組を認定する法制度を検討。



論点①：国による認定について

論点②：認定対象の範囲や活動のあり方

論点③：活動の継続性、質の担保

論点④：関係する分野・施策との連携

論点⑤：活動を促進するための方策

<論点①：国による認定について>

- 現行の自然共生サイトは、環境大臣が認定する仕組み。
- 我が国全体での活動の実施状況及びその結果を一元的に把握しながら、国際的な基準との整合を図りつつ、国がより一層後押しする必要。
- 活動の実施場所が、生物多様性の価値基準に合致する場合には、保護地域との重複を除いた上で、OECD国際データベースに登録することを想定しており、国際的な信頼性の確保が重要。
- 企業経営において生物多様性保全の取組の開示を求める国際的な動きが近年活発化しており、様々な取組が実施されていく中で、統一的な基準での客観的な評価枠組みが必要。

➤ 自然共生サイトに引き続き、国が認定するスキームが効果的か。

<論点②：認定対象の範囲や活動のあり方>

- 現行の自然共生サイトは、認定した区域を保護地域との重複を除いた上でOECMに登録する仕組み。そのため、現時点で生物多様性の保全が図られているものが認定対象。しかしながら、ネイチャーポイティブの実現に向けては、生態系の回復や新たな緑地の創出等、現在から未来に向けての取組も同様に重要。

- また、ネイチャーポイティブの実現に向けては、国土全体、様々な場所において生物多様性の保全を進めていくことが重要であり、生態系タイプや場の状態に応じて、必要となる活動の内容は異なる。
 - 認定対象の範囲や認定基準をどのようにすべきか。
 - 例) 認定の対象を、生物多様性豊かな場所での活動だけでなく、生態系の回復や新たな緑地の創出等での活動も対象。
活動内容に関する基準は、活動場所の生態系タイプに応じて類型化して整理。

<論点③：活動の継続性、質の担保>

- ネイチャーポジティブの実現に向けては、可能な限り、活動を継続し、保全の質の担保を図ることが重要。
 - 促進的な手法により活動の継続性や質の担保を図るためには、どのような措置が効果的か。
 - 例) 認定期間や更新時の確認の観点、
認定後の活動状況の報告と国や専門家による助言・伴走支援や、
生物多様性の見える化システムの開発・活用による情報発信等

＜論点④：関係する分野・施策との連携＞

- 生物多様性の施策として、自然公園、希少種保護、自然再生、鳥獣管理、外来生物対策等があり、これらの施策と連携することで、保全効果を高めることが効果的。
(参考資料3-1「生物多様性関係法令の体系概要」)
 - 活動を促進する法としては、生物多様性地域連携促進法があり、これまでに17の地域で計画が策定。(参考資料3-2「生物多様性地域連携促進法の施行状況」)
 - また、地域活性化や地域循環共生圏の構築、企業価値の向上等に向けては、生物多様性保全の取組を通じて、地球温暖化対策や各種地域の課題解決へ貢献することも重要。
 - 活動場所が有する他の目的（防災機能等）との両立を図ることも重要。
- 各種施策との連携をどのように進めるべきか。
- 例) 関係法令の既存制度との連携や他法令における規制の特例等、カーボンニュートラル、サーキュラーエコノミー、地域循環共生圏等との連携、活動による炭素貯留量や地域課題への貢献度合の把握 等

<論点⑤：活動を促進するための方策>

- 活動を促進するための方策については、現在、別途、経済的インセンティブ等検討会でも議論を進めているところ。（参考資料3-3「インセンティブの検討状況」）
- TNFDが9月にver.1.0が公開されたが、金融や資本側から求められる開示への対応に活用できる仕組みと信頼性の構築が重要。
- 自然共生サイトは、生物多様性の保全に貢献しているかを「場所毎」に審査している。そのため、例えば、同一の企業が全国に複数の社有林を所有していても、1か所ごとに申請することとしているが、活動に着目することにより申請・審査の観点から手続の効率化ができないか検討は必要。

➤ 申請・認定を促し、かつ、活動を促進するためには、どのような方策が効果的か。

例) TNFDなどの情報開示で活用しやすい仕組み、
地域の様々なステークホルダーとの連携・調整を図る仕組み 等